

改 正 後	改 正 前
<p>法第2条((定義))関係</p> <p style="text-align: center;">〔公社債(第9号関係)〕</p> <p>(社債の範囲)</p> <p>2—11 ……<u>会社法(平成17年法律第86号)</u>その他の法律の規定……………</p> <p>(注) ……</p> <p style="text-align: center;">〔控除対象配偶者及び扶養親族(第33、第34号関係)〕</p> <p>(配偶者)</p> <p>2—46 ……</p> <p>(注) ……<u>法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)</u>……………</p> <p>法第24条((配当所得))関係</p> <p>(<u>剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの</u>)</p> <p>24—1 ……「<u>剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割(同条第12号の9に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。))によるものを除く。)</u>、<u>利益の配当(資産の流動化に関する法律第115条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。)</u>、<u>剰余金の分配(出資に係るものに限る。)</u>」には、<u>剰余金又は利益の処分により……………法人が株主(出資者を含む。以下24—2までにおいて同じ。)</u>に対し……………</p> <p>(配当等に含まれないもの)</p> <p>24—2 ……(……………)……………<u>法人が剰余金又は利益の処分として取り</u></p>	<p>法第2条((定義))関係</p> <p style="text-align: center;">〔公社債(第9号関係)〕</p> <p>(社債の範囲)</p> <p>2—11 ……<u>商法</u>その他の法律の規定……………</p> <p>(注) ……</p> <p style="text-align: center;">〔控除対象配偶者及び扶養親族(第33、第34号関係)〕</p> <p>(配偶者)</p> <p>2—46 ……</p> <p>(注) ……<u>法例(明治31年法律第10号)</u>……………</p> <p>法第24条((配当所得))関係</p> <p>(<u>利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの</u>)</p> <p>24—1 ……「<u>利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)</u>」には、<u>法人が確定した決算において利益又は剰余金の処分により……………株主(出資者を含む。以下24—3までにおいて同じ。)</u>に対し……………</p> <p>(配当等に含まれないもの)</p> <p>24—2 ……(……………)……………<u>法人が利益処分として経理しない限り、</u></p>

扱わない限り、…………… (……………) ……………

- (1) ……………
- (2) ……………
- (3) ……………
- (4) ……………
- (5) ……………
- (注) ……………

(削除)

(削除)

…………… (……………) ……………

- (1) ……………
- (2) ……………
- (3) ……………
- (4) ……………
- (5) ……………
- (注) ……………

(法人が株主に交付した株式に対する課税関係)

24—3 法人が株主に交付した株式（出資証券を含む。）に対する課税関係は、次のようになることに留意する。

- (1) 法人が自己の保有する株式をもって利益の配当をした場合の当該株式については、法第36条第2項（収入金額）の規定により、当該株式の価額によって配当等に係る収入金額を計算する。
- (2) 法人が法第25条第1項各号（配当等の額とみなす金額）に規定する事由により株式を交付した場合の当該株式については、法第36条第2項の規定による当該株式の価額を基として、法第25条第1項及び措置法第37条の10第3項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定を適用する。

(転換社債型新株予約権付社債の権利行使により取得した株式の負債の利子)

24—11 負債により取得した転換社債型新株予約権付社債について新株予約権の行使があった場合において、当該転換社債型新株予約権付社債の発行人の取締役会又は株主総会の決議においてその行使があった日の属する事業年度又はその直前の事業年度の終了の日にその行使があったものとみなして利益の配当を計算することとしているときにおける法第24条第2項の規定の適用については、その行使があったものとみなされた事業年度終了の日（その日が当該転換社債型新株予約権付社債の取得の前日である場合には、その取得の日）においてその行使に係る株式を取得したものと取り扱う。この場合において、当該事業年度終了の日がその行使があった年の前年であるときは、当該事業年度終了の日から前年12月31日までの期間は、その行使があった年における保有期間として同項の規定を適用するものとする。

(注) 転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権の行使があったときに代用払込の請求があったものとみなす旨の決議をした新株予約権付社債のうち、次のいずれかの事項があらかじめ社債要項等において明らかにされているものをいう。

改正後

改正前

法第34条((一時所得))関係

(一時所得の例示)

34— 1

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(注) 1

2

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(注) (株主等として与えられた場合(23~35共—8参照)を除く。)

(1) 新株予約権について消却事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。

(2) 新株予約権について消却事由を定めている場合には、新株予約権が消却されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消却されること。

法第34条((一時所得))関係

(一時所得の例示)

34— 1

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(注) 1

2

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(注) (株主等として与えられた場合を除く。)

法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分)

23～35共—6 …………… (……………) …………… (……………以下23～35共—9
までにおいて同じ。) ……………

(1) ……………

(2) 令第84条第3号又は第4号……………

イ ……………

(注) ……………

ロ ……………

ハ ……………

(3) 令第84条第5号…………… ……………株式……………当該株式……………

(注) ……………

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期)

23～35共—6の2 ……………株式……………同条第5号……………当該権利に係る
株式……………当該株式……………

……………株式……………当該株式……………

(株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合)

23～35共—7 令第84条第5号……………「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金
額である場合」とは、その株式と引換えに払い込むべき額……………株式……………
金額である場合……………

(注) 1 ……………金額……………当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込む
べき額との差額が当該株式の価額……………

2 株式と引換えに払い込むべき額……………株式の価額とは……………当該
株式と引換えに払い込むべき額……………

(株主等として与えられた場合)

23～35共—8 ……………「株主等として与えられた場合(当該発行法人の他の同号
に規定する株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。)」とは、同
条に規定する権利が株主等のその有する株式の内容及び数に応じて平等に与えられ、

法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分)

23～35共—6 …………… (……………) …………… (……………以下23～35共—9
までにおいて「株式等」という。) ……………

(1) ……………

(2) 令第84条第3号……………

イ ……………

(注) ……………

ロ ……………

ハ ……………

(3) 令第84条第4号…………… ……………新株(これに準ずるものを含む。以下
23～35共—9までにおいて「新株等」という。)……………当該新株等……………

(注) ……………

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期)

23～35共—6の2 ……………株式等……………同条第4号……………当該権利に係
る新株等……………当該新株等……………

……………株式等……………当該株式等……………

(有利な発行価額)

23～35共—7 令第84条第4号……………「有利な発行価額」とは、その新株等の発行
価額……………株式等……………発行価額……………

(注) 1 ……………発行価額……………当該株式等の価額と当該新株等の発行価額
との差額が当該株式等の価額……………

2 発行価額……………株式等の価額とは……………発行価額……………

(株主等として与えられた場合)

23～35共—8 ……………「株主等として与えられた場合」とは、株主等としての地位
に基づき平等に与えられた場合をいう……………

改正後	改正前
<p>かつ、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な <u>衡平が維持される場合をいう</u>……………</p> <p>(注) <u>例えば、他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当する か否かの判定については、新株予約権無償割当てにつき会社法第 322 条の種類株 主総会の決議があったか否かのみをもって判定するのではなく、その発行人の 各種類の株式の内容、当該新株予約権無償割当ての状況などを総合的に勘案して 判断する必要があることに留意する。</u></p> <p>(株式等を取得する権利の価額) 23～35共—9 令第84条第1号から第4号……………同条第5号……………<u>払込み又 は給付の期日</u> (<u>払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付を した日</u>。以下この項において「<u>権利行使日等</u>」という。) ……………<u>株式の価額は、</u> ……………</p> <p>(1) ……………<u>株式</u>…………… 当該<u>株式</u>…………… (……………) ……………</p> <p>(2) ……………<u>新株</u> (<u>当該権利の行使があったことにより発行された株式をいう。以 下この(2)及び(3)において同じ。</u>) に係る<u>旧株</u>……………<u>当該新株</u>…………… 当 該<u>旧株</u>……………<u>当該新株</u>……………</p> <p>(3) (1)の<u>株式</u>及び(2)の<u>新株</u>に係る<u>旧株</u>が証券取引所に上場されていない場合におい て、当該<u>株式</u>又は当該<u>旧株</u>につき<u>気配相場の価格</u>があるとき (1)又は(2)…………… …(1)又は(2)……………</p> <p>(4) (1)から(3)…………… …………… イ …………… ロ ……………</p>	<p>(株式等を取得する権利の価額) 23～35共—9 令第84条第1号から第3号……………同条第4号……………<u>払込み</u>に 係る<u>期日</u> (以下この項において「<u>権利行使日等</u>」という。) ……………<u>株式等</u>の<u>価 額は、</u>……………</p> <p>(1) ……………<u>株式等</u>…………… 当該<u>株式等</u>…………… (……………) …………… ……</p> <p>(2) <u>これらの権利の行使により取得する新株等が店頭売買登録銘柄として登録され ている場合</u> <u>当該株式等につき証券取引法第79条の3 ((<u>売買高・価格等の通 知・公表</u>)の規定により公表された最終価格 (同日に公表された最終価格がない 場合は公表された最終の気配相場の価格とし、同日に最終価格又は最終の気配相 場の価格のいずれもない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終価格 又は最終の気配相場の価格) とする。</u></p> <p>(3) ……………<u>新株等</u>に係る<u>旧株等</u>……………<u>当該新株等</u>…………… 当該<u>旧株 等</u>……………<u>当該新株等</u>……………</p> <p>(4) (1)、(2)の<u>株式等</u>及び(3)の<u>新株等</u>に係る<u>旧株等</u>が証券取引所に上場されていない 場合又は店頭売買登録銘柄として登録されていない場合において、当該<u>株式等</u>又 は当該<u>旧株等</u>につき<u>気配相場の価格</u>があるとき (1)、(2)又は(3)……………(1)、 (2)又は(3)……………</p> <p>(5) (1)から(4)…………… …………… イ …………… ロ ……………</p>

ハ ……………株式……………株式……………

ニ ……………

(注) ……………令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))……………
……………「発行又は割当てをした……………」……………

法第36条((収入金額)関係)

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

36—4 ……………

- (1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息(以下この項において「剰余金の配当等」という。)については、当該剰余金の配当等について定めたその効力を生ずる日。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該剰余金の配当等を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。
また、資産の流動化に関する法律第115条第1項((中間配当))の規定……………
- (2) ……………
- (3) …………… ((配当等とみなす金額)) ……………

イ 同条第1項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日。

なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ロ 同条第1項第2号に掲げる分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日。

なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ハ 同条第1項第3号に掲げる資本の払戻しによるものについては、資本の払戻しに係る剰余金の配当がその効力を生ずる日

ニ 同条第1項第3号に掲げる解散による残余財産の分配……………

ホ 同条第1項第4号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日

ヘ 同条第1項第5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させることによるものについては、これらの事実があった日

ハ ……………株式等……………株式等……………

ニ ……………

(注) ……………令第350条((新株予約権の無償に類する発行))……………「……………発行した……………」……………

法第36条((収入金額)関係)

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

36—4 ……………

- (1) 利益の配当、剰余金の分配又は基金利息については、これらのものの支払について当該法人の株主総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。ただし、商法第293条ノ5第1項((中間配当))、資産の流動化に関する法律第102条第1項((中間配当))又は旧資産流動化法第102条第1項((中間配当))の規定……………
- (2) ……………
- (3) …………… ((配当等の額とみなす金額)) ……………

イ 合併(適格合併を除く。)によるものについては、合併期日又は合併登記の日。ただし、合併登記日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ロ 分割型分割(適格分割型分割を除く。)によるものについては、分割期日又は分割登記の日。
ただし、分割登記日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ハ 資本若しくは出資の減少、株式(出資を含む。以下この項において、「株式」という。)の消却、自己の株式の取得又は社員の退社若しくは脱退によるものについては、これらの事実があった日

ニ 解散による残余財産の分配……………

改正後	改正前
<p>ト 同条第1項第6号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日。ただし、効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日</p> <p>(4) ……………</p> <p>(有価証券の評価)</p> <p>36—36 …………… (……………<u>株式 (これに準ずるものを含む。)</u>……………)</p> <p>……</p> <p>法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費)共通関係)</p> <p>〔信用取引に係る所得計算〕</p> <p>(信用取引に係る配当落調整額等)</p> <p>36・37共—23 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>権利処理価額</u> (……………<u>株式分割、株式無償割当て及び会社分割による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利</u>……………)</p> <p>……</p> <p>法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)関係)</p> <p>(発行人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額)</p> <p>48—2 …………… (令第84条第5号……………<u>払込み又は給付の期日 (払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日)</u>)……………</p> <p><u>(株主等として与えられる場合)</u></p> <p>48—2の2 令第109条第1項第3号に規定する「<u>株主等として与えられる場合 (当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。)</u>」につ</p>	<p>(4) ……………</p> <p>(有価証券の評価)</p> <p>36—36 …………… (……………<u>新株等</u>……………)</p> <p>……</p> <p>法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費)共通関係)</p> <p>〔信用取引に係る所得計算〕</p> <p>(信用取引に係る配当落調整額等)</p> <p>36・37共—23 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>引受権価額</u> (……………<u>新株引受権又は別会社株式引受権</u>……………)</p> <p>……</p> <p>法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)関係)</p> <p>(発行人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額)</p> <p>48—2 …………… (令第84条第4号……………<u>払込みに係る期日</u>)……………</p> <p>(新設)</p>

いては、23～35共—8の取扱いに準ずる。

(有価証券の購入のために要した費用)

48—3 令第109条第1項第4号……………

(削除)

(削除)

(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)

48—6の2 …………… (……………令第84条第3号又は第4号……………)

(有価証券の購入のために要した費用)

48—3 令第109条第1項第3号……………

(新株の引受権を譲渡した場合の取得価額)

48—4 株主の地位に基づき割当てを受けた新株の引受権を譲渡した場合は、次の算式により計算した金額を当該譲渡の対価に係る取得価額とする。

(算式)

$$\left(\frac{\frac{\text{旧株1株当たりの従前の取得価額}}{1 + \text{旧株1株当たりの新株割当数}} + \frac{\text{新株1株当たりの払込金額}}{\text{新株1株当たりの新株割当数}} \times \frac{\text{旧株1株当たりの新株割当数}}{\text{新株1株当たりの新株割当数}} \right) \times \frac{\text{譲渡した新株の引受権の数}}{\text{新株1株当たりの払込金額}}$$

(無償減資があった場合の株式の取得価額)

48—5 株式(出資を含む。以下この項において「旧株」という。)の一部がその旧株を発行した法人の無償による資本の減少により消滅した場合には、その資本の減少のあった日の属する年以後の各年における令第105条第1項((有価証券の評価の方法))の規定による旧株の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧株一株当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額にその資本の減少の直前においてその者の有する旧株の数を乗じて計算した金額をその資本の減少の直後においてその者の有する旧株の数で除して計算した金額とし、かつ、その旧株は同日において取得されたものとする。

(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)

48—6の2 …………… (……………令第84条第3号……………)

改正後

(算式)

$$\text{株式 1 株当たりの} \frac{\text{当該新株予約権の当該行使直前の取得価額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}} + \text{払込金額}$$

(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)

48—6の3 ……………新株予約権の行使に際して出資される財産の価額……………次に定める算式により計算した金額によるものとする。

(算式)

$$\frac{\text{株式 1 株につき払い込むべき金額}}{\text{}} + \frac{\text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}}$$

改正前

(算式)

$$\text{新株 1 株当たりの} \frac{\text{当該新株予約権の当該行使直前の取得価額}}{\text{当該行使により取得した新株の数}} + \text{払込金額}$$

(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)

48—6の3 ……………株式の発行価額……………原則として、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額によるものとする。この場合において、その払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額については、当該新株予約権付社債につきその行使の時を12月31日とみなしてその選定している評価の方法により計算した金額とする。

(1) 金銭により払込みを行った場合

$$\frac{\text{新株 1 株当たりの払込金額}}{\text{}} + \frac{\text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した新株の数}}$$

(2) 新株予約権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合

$$\left[\frac{\text{当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額}}{\text{}} \times \frac{\text{当該新株予約権付社債に係る新株予約権の付与割合}}{\text{}} - \frac{\text{当該行使に当たり端数処理のため交付を受ける金銭等の額}}{\text{}} \right] + \frac{\text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{}}$$

当該行使により取得した新株の数

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

[貸倒損失]

(貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

51—11

- (1) 会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったこと
.....
- (2) 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定があったこと
- (3)
- イ
- ロ
- (4)

法第64条((資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例))関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

64—2

- (1)会社法の規定による特別清算開始の命令.....
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

法第95条((外国税額控除))関係

(源泉徴収の外国所得税等)

95—2剰余金の配当..... (.....)

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

[貸倒損失]

(貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

51—11

- (1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があったこと
- (2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可又は整理計画の決定があったこと
- (3)
- イ
- ロ
- (4)

法第64条((資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例))関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

64—2

- (1)商法の規定による会社の整理開始の命令又は特別清算の開始の命令.....
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

法第95条((外国税額控除))関係

(源泉徴収の外国所得税等)

95—2利益の配当..... (.....)